

丹波市オフィス立地促進補助金交付要綱

平成28年2月1日告示第69号
改正 平成31年3月22日告示第199号

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、市内オフィスビル等の建物に賃貸借により入居する企業に対し、兵庫県産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「県条例」という。）、兵庫県産業立地促進補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）及びオフィス立地促進賃料補助金交付実施要領（平成27年4月1日施行）の規定による県補助制度と連携し、丹波市オフィス立地促進補助金を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 企業の事務所又は営業所に使用されるスペースを指し、このスペースを活用して研究所、倉庫、簡易な作業場等に利用する場合も含むものとする。ただし、店舗は除く。
- (2) オフィスビル等の建物 主として企業等がオフィスとして利用することを目的として賃貸借の用に供された市内の建物とする。
- (3) 立地促進事業 県条例第2条第1号に規定する事業で、同条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号。以下「県規則」という。）第2条第1項で定めるものをいう。
- (4) 指定事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た丹波市基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において地域経済牽引事業として指定する事業をいう。
- (5) 常時雇用者 企業の就業規則等に定める正社員であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該立地促進事業施設（県条例第9条第1項又は県条例第10条に規定する立地促進事業施設又は促進地域内事業施設をいう。）において常時勤務する者であること。
 - イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に規定する被保険者であること。
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
 - エ 雇用期間の定めのない者であること。
 - オ 賃金が労働した日又は時間によって算定される者でないこと。
 - カ その他通常の労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項に規定するものをいう。）の労働条件と異なる条件で雇用される者で

ないこと。

(6) 新規常時雇用者 当該賃貸借に係るオフィスビル等の建物（以下「当該建物」という。）において立地促進事業を行うために、当該建物に係る賃貸借契約締結日から6ヶ月以内に、新たに雇用する常時雇用者又は当該補助事業対象者が運営する県外オフィスから異動してきた常時雇用者（県外に住所を有していた者に限る。）であって、県内に住所を有する者をいう。

(7) 事務機器 O A機器、デスク、椅子及びキャビネットをいう。

（補助金の交付対象）

第3条 市内で賃貸借により当該建物に入居し、新規常時雇用者を6人以上有する企業であって、兵庫県が施行する産業立地促進補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）別表に規定するオフィス立地促進賃料補助の対象となる者とする。

2 補助の区分並びに補助金の交付要件、補助率及び補助額等は、別表のとおりとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（対象事業所の指定）

第4条 市長は、オフィスを新設した企業が前条の規定に該当すると認めるときは当該企業をこの要綱を適用する企業（以下「対象事業所」という。）として指定するものとする。

2 前項による対象事業所の指定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、事業を開始する30日前までに対象事業所指定申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、指定することを決定したときは、申請者に対し、対象事業所指定書を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）

は、事業開始後1年以内に、別表に規定する補助の内容に該当する事業を取りまとめた補助金交付申請書、事業実績報告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の内容を補助金交付決定通知書により、当該交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた企業（以下「補助事業者」という。）は、補助金請求書を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し、補助金返還等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、それぞれ当該各号に定める額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき 補助金の額の全額
 - (2) 事業を廃業し、又は休業し、若しくはオフィスを事業のために使用せず、他の用途に使用したとき。
 - ア 事業開始の日から起算して3年未満の場合 補助金の額の半額
 - イ 事業開始の日から起算して3年以上5年未満の場合 補助金の額の3分の1の額
 - (3) その他市長が不相当と認めたとき 市長が別に定める額
- 2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。
- (決算報告)
- 第9条 補助事業者は、事業を開始した会計年度から5会計年度において、決算報告書を決算日から60日以内に市長に提出しなければならない。
- (補助事業者の承継)
- 第10条 補助事業者は、合併、譲渡その他の事由により対象事業所指定の内容に変更が生じるときは、あらかじめ、変更届を市長に提出するものとする。
この場合において、市長は当該地位承継者が補助事業者が確認を受けた立地促進事業を継続して行うと認められる場合に限り、当該地位承継者に対して補助の措置を継続することができる。ただし、当該地位承継者が本制度による補助を既に受けている場合は、承継する補助対象事業と併せて本制度の補助要件の範囲内とする。
- (調査)
- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業について、補助事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができるほか、立地促進事業等の遂行に関する報告を求めることができる。
- 2 前項の場合においては、補助事業者は、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (他の要綱等との調整)
- 第12条 丹波市企業立地奨励補助金交付要綱（平成23年丹波市告示第467号）又は丹波市IT関連事業所振興支援事業補助金交付要綱（平成26年丹波市告示第187号）の規定の適用を受けることができる者に対しては、この要綱の規定によるオフィス立地促進補助金と比して、いずれか有利な制度を選択するものとし、両制度の適用を重ねて受けることはできないものとする。
- (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)
 - 2 この要綱は平成36年3月31日限りその効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
 - 3 平成36年3月31日以前に第4条の規定による指定を受け、事業を開始した

場合、当要綱におけるオフィス立地促進補助金の交付に関する規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

(丹波市企業立地奨励補助金交付要綱の一部改正)

- 4 丹波市企業立地奨励補助金交付要綱(平成23年丹波市告示第467号)の一部を次のように改める。

第13条第2項に次の1項を加える。

- 3 丹波市オフィス立地促進補助金交付要綱(平成28年丹波市告示第69号)の規定の適用を受けることができる者は、この要綱の規定による丹波市企業立地奨励補助金と比して、いずれか有利な制度を選択するものとし、両制度の適用を重ねて受けることはできないものとする。

(丹波市IT関連事業所振興支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 5 丹波市IT関連事業所振興支援事業補助金交付要綱(平成26年丹波市告示第187号)の一部を次のように改める。

第12条に次の1項を加える。

- 2 丹波市オフィス立地促進補助金交付要綱(平成28年丹波市告示第69号)の規定の適用を受けることができる者は、この要綱の規定による丹波市IT関連事業所振興支援事業補助金と比して、いずれか有利な制度を選択するものとし、両制度の適用を重ねて受けることはできないものとする。

別表(第3条関係)

区分	交付要件	補助率及び補助額	適用期間
賃借料補助	当該建物に新たに賃貸借により入居すること。	建物賃借料(共益費、敷金、権利金等を除く。)年額の25パーセントで、月額750円/㎡、100万円/年を限度とする。	事業開始から3年間とする。
建物改修費補助	(1) オフィスで行う事業が指定事業であること。 (2) 事業に必要な建物改修であること。	建物改修費合計額の50パーセントで、100万円を限度とする。	事業開始後3年以内で1回限りとする。
設備補助	(1) オフィスで行う事業が指定事業であること。 (2) 事業に必要な機械設備又は事務機器を取得すること。	機械設備、事務機器取得費合計額の50パーセントで300万円を限度とする。	事業開始時1回限りとする。
従業員家賃補助	(1) オフィスで行う事業が指定事業であること。 (2) 事業開始前から当該企業の従業員である者で、オフィス事業所に1年以上勤務するために市内へ転入	転入後1年以上経過した者1人当たり30万円とし、150万円を限度とする。	事業開始後3年以内とする。

した者であること。